

【変更後】

小野田赤十字 介護医療院
運営規程

小野田赤十字 介護医療院の運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が運営する小野田赤十字 介護医療院（以下「施設」という）が行う介護医療院サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が、長期にわたる療養を必要とする要介護者（以下「入所者」という）に対し、適正なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う事により、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにするものでなければならない。

- 一. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつてサービスの提供に努める。
- 二. 地域や家族との連携を重視した運営に心がけるとともに、関係市町村をはじめ、保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一. 名称：小野田赤十字 介護医療院
- 二. 所在地：〒756-0889

山陽小野田市大字小野田字植松3700番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種及び員数)

第4条 施設に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| 一 管理者：医師 | 1名 |
| 二 医師 | 4名 |
| 三 薬剤師 | 1名 |
| 四 看護職員 | <u>9名</u> |
| 五 看護助手 | 1名 |

六	介護職員	15名
七	理学療法士	2名
八	管理栄養士	1名
九	栄養士	1名
十	介護支援専門員	1名
十一	調理師	4名
十二	事務員	11名
十三	業務員	1名
十四	宿直医師	

小野田赤十字病院が小野田赤十字病院 介護医療院と併設されており同一敷地内にあるため緊急時は病院の宿直医師が対応を行っている。その為、当介護医療院では当直医を置かないこととしている。

第5条 施設に勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

- イ 施設の運営管理の総括に関する事。
- ロ 従業者の所掌義務の総括に関する事。

二 医師

- イ 入所者の診断、治療に関する事。
- ロ 入所者の入退院の判断・指導に関する事。
- ハ 入所者の健康管理並びに保健衛生の指導に関する事。
- ニ 入所者の栄養ケア計画に関する事。

三 薬剤師

- イ 入所者の薬剤管理に関する事。
- ロ 入所者の薬剤投与の指導に関する事。

四 看護職員

- イ 入所者の看護及び生活援助に関する事。
- ロ 入所者の健康管理に係る記録の整備に関する事。
- ハ リハビリ指導に関する事。
- ニ 栄養ケアの計画に関する事。

五 看護助手

- イ 看護師の指示を受けて実施する看護の業務の補助に関する事。
- ロ 介護職員の指示を受けて実施する介護業務の補助に関する事。

六 介護職員

- イ 医学的管理の下における介護、生活援助全般に関する事。
- ロ 入所者のリハビリ等に関する事。
- ハ 生活援助、健康に係る記録の整備に関する事。

- ニ 生活環境の整備、清潔保持に関すること。
- ホ その他入所者の処遇上必要な事項に関すること。
- 七 理学療法士・作業療法士
 - イ 運動機能検査及び運動療法の計画、実施、評価に関すること。
 - ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関すること。
- 八 管理栄養士
 - イ 献立の作成及び栄養価の計算に関すること。
 - ロ 栄養指導に関すること。
 - ハ 栄養ケア計画の作成に関すること。
- 九 栄養士
 - イ 献立の作成及び栄養価の計算に関すること。
- 十 介護支援専門員
 - イ 施設サービス計画の作成に関すること。
 - ロ 入所者及びその家族との連絡調査に関すること。
 - ハ 入所者等に関する他の従業者との連絡調整に関すること。
 - ニ 関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスとの連携・調整に関すること。
 - ホ 栄養ケア計画のマネジメントに関すること。
- 十一 調理師
 - イ 食事の調理に関すること
- 十二 事務員
 - イ 人事、会計、請求に関すること
- 十三 業務員
 - イ 設備の修理対応に関すること
- 十四 宿直医師 病院と兼務

第3章 定数

(入所定員)

第6条 当施設はI型介護医療院であり、施設入所の定員は、60人とする。

(定員の順守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、運営規定の概要、務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第9条 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、サービスを提供する。

- ① 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- ② 入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- ③ 入所者の入所に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- ④ 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入所の必要性がないと判断した場合には、入所者に対し、退所を指示する。
- ⑤ 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第10条 入所の際に要介護認定を受けていない入所者については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合には、入所者の意思を踏まえて、速やかに申請が行なわれるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 一、施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 二、計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 三、計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者及び家族に説明し、同意を得る。

- 四. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行なう。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 一. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう考慮して行う。
- 二. 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 三. 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 四. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師は、次に掲げる事によるほか、別に厚生労働大臣が定める基準による診療を行うものとする。

- 一. 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 二. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三. 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行なわない。
- 六. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第7項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(機能訓練)

第14条 施設は、入所者の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法等の適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第15条 看護及び医学的管理の下における介護は、次に掲げるところによるほか、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 一. 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又清拭する。
- 二. 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 三. おむつを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替える。
- 四. 入所者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 五. 入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第16条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供する。

- 一. 食事の時間はおおむね以下の通りにする。
 - (ア) 朝食 7時30分～
 - (イ) 昼食 12時～
 - (ウ) 夕食 18時～

(その他のサービスの提供)

第17条 施設は適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

- 一. 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第18条 所長は、保険給付の自己負担額の他に、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができることとし、別表に定める。

- (1) 食費
- (2) 居住費
- (3) 理美容料

一. 前号に掲げるもののほか施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活に

においても通常必要となるものに関わる費用であって、その入所者に負担させることが適当とみとめられるもの。

- 二. 利用料の徴収にあたっては、明細を付した領収書を発行し、利用者に内容を明示するものとする。
- 四. 「預り金管理規定」については別途定める。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項（入所者および家族の皆さん）

（日課の励行）

第19条 医師、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第20条 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより担当医に届出る。

（衛生保持）

第21条 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第22条 施設内で次の行為をしてはならない。

- 一. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二. けんか、口論などで他の入所者に迷惑を及ぼす事。
- 三. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。
- 四. 指定した場所以外で火気を用いる事。
- 五. 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第23条 非常災害に備え必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 一. 非常災害に備え、少なくとも1年に2回避難訓練等その必要な訓練を行う。
- 二. 非常災害対策は、消防法の定めに基づき作成した施設の「消防計画及び災害マニュアル」による。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第24条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 一. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第25条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退所に際しては被保険者証に記載すると同時に、退所証明書を発行する。

(入所者に関する区市町村への通知)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を区市町村に通知する。

- 一. サービス利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所しないとき。
- 二. 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三. 不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第27条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 一. 施設の従業者によってサービスを提供する。但し、入所者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。
- 二. 従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。
 - ・採用時研修
 - ・継続研修

(衛生管理等)

第28条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適性に行う。

- 一. 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(掲示)

第29条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 一. 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 二. 居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品のその他の財産上の利益を供与しない。

- 一. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所入所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第32条 入所者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 一. 提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 二. サービスに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第33条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第34条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

- 一. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(身体拘束)

第35条 入所者の身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う時は、家族の同意を得るとともに、その様態、時間、その他入所者の心身の状況を診療録に記録するものとする。

二. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第36条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と従業者に対するその結果の周知。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修会の定期的な開催
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待の防止のために必要な措置

(会計の区分)

第37条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第38条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 一. 入所者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の事項)

第37条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本赤十字社と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

令和2年6月1日より改訂。

令和2年9月1日より改訂。

令和3年1月4日より改訂。

令和3年4月1日より改訂。

令和3年10月1日より改訂。

令和3年11月1日より改訂。

令和4年1月1日より改訂。

令和4年4月4日より改訂。

令和4年4月25日より改訂。

令和4年7月1日より改訂。

令和4年8月1日より改訂。

令和4年11月10日より改訂。

令和4年12月1日より改訂。

令和5年2月1日より改訂。

令和5年4月1日より改訂。

令和5年6月1日より改訂。

令和5年11月1日より改訂。

令和5年11月13日より改訂。

令和5年11月17日より改訂。

令和6年1月1日より改訂。

令和6年4月1日より改訂。

令和6年5月1日より改訂。

令和6年6月1日より改訂。